

行政文書及び保有個人情報の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用
等に関する規則

(写しの作成及び送付に要する費用)

第1条 埼玉西部環境保全組合情報公開条例（平成31年条例第2号。以下「公開条例」という。）第18条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、文書又は図画の写しの作成に要する費用として、別表に定める額の費用を負担しなければならない。

3 公開条例第18条第2項及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金に相当する額とし、現金書留又は郵便切手により納付しなければならない。

4 第1項及び第2項の写しの作成並びに前項の写しの送付に要する費用は、写しの交付を受けるときまでに納入しなければならない。

(実施状況の公表の方法)

第2条 公開条例第28条に規定する行政文書の開示等の実施状況の公表は、開示請求の状況、開示決定等の状況その他必要な事項について、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

2 管理者は、毎年度、実施機関（管理者及び監査委員をいう。）における保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の状況その他必要な事項について、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第6号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

種類	写しの作成の方法		金額
文書、図面、写真及びフィルム	複写機による複写	白黒	1枚につき10円
		カラー	1枚につき20円
	その他の場合		写しの作成に要する実費に相当する額
電磁的記録	印刷物として出力したものの	白黒	1枚につき10円
		カラー	1枚につき20円

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として金額を計算する。